《 剣淵町農業担い手育成支援事業 》

●対象者の定義(範囲)

①担い手とは、

町内に住所を有する45歳未満の農業者

②就農予定者とは、

町内で就農しようとする45歳未満の者

③受入農業者とは、

町内に住所を有する農業者、農業生産法人及び農業者グループ

●対象事業及び補助金額

事業名	事業の内容	対象経費	補助基準	対象者
[1]	農業経営の向上を図るため	剣淵町から道内	対象経費の10分の	担い手、就農予
農業研	に、基礎的、専門的農業知	の研修地までの	7以内	定者、又は構成
修等派	識・技術等を習得する研修	交通費、宿泊費、	ただし、同一年度1	員の概ね半数
遣事業	や、町外の先進的農業者と	研修参加費	回まで、4万円を限	が担い手で構
	の意見交換等の派遣に対し		度	成されるグル
	ての支援			ープ
[2]	 町内に新たに就農しようと	研修者に対する	 研修生1人当たり	受入農業者
農業研	する方、又は就農開始後2	研修指導に要す	1 日1,700円、	
修受入	年未満の方の実践的研修の	る経費	1年度180日を限	
等支援	ために受入れる農業者等に		度	
事業	対しての支援	剣淵町から研修	道外2万円以内	受入農業者に
		生住所地までの	道内1万円以内	おいて研修を
		帰路の交通費		修了した方
[3]	農業者等が自ら町内外にお	剣淵町から現地	対象経費の10分の	担い手、又は構
農業活	いて地場農産物の消費拡大	までの交通費、宿	7以内	成員の概ね半
性化活	及びPR等、地域農業の活	泊費、会場借上	ただし、同一年度2	数が担い手で
動支援	性化となる活動に対しての	料、車両借上料	回まで、1回当たり	構成されるグ
事業	支援		8.5万円を限度	ループ
[4]	農業者自らのスキルアップ	資格取得(野菜ソ	対象経費の2分の1	担い手
農業担	と農業経営の向上を目指	ムリエ、北海道フ	以内	
い手ス	し、意欲的に多様な資格を	ードマイスター、	ただし、1資格1回	
キルア	取得することに対しての支	食育マイスター		
ップ支	援	など)の受験料	限度	
援事業		ただし、農業機械		
		及び自動車等の		
		資格取得を除く		

●申請書及び支給

申請書には、「事業の内容」「期間」「経費」などを記載していただき、申請書を審査して補助の対象と認められた場合は、補助金を支給いたします。